

2017年12月6日

稲村 浩史 氏

[全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）常務執行役員]

1. 全労済そして日本の共済

ご紹介いただきました、全労済で常務執行役員をしております稲村浩史と申します。

全労済は、共済の事業を行っている協同組合です。この慶應義塾大学にも生協（生活協同組合）があると思いますけれども、全労済もその一種で、協同を原点として組合員の生活を守り豊かにすることを目的とした組織です。

全労済は今年で60周年を迎えます。ちょうど10年前に50周年を迎えたときに、あらためて基本理念を制定しようということで「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」ということを掲げました。この理念を実現するために、組合員主体で、正直に努力してやっていきたいと思いますという行動規範も定めています。

全労済が行っている共済事業というのは、協同組合が実施する保険にあたる事業のことです。生命・損害の両分野をはじめ第三分野と呼ばれるところまで組合員の皆さんのリスクに備えて実施しています。最近ではテレビやコンビニでCMを流していますので、全労済のことを耳にされたことがある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

2016年度の事業規模としては、組合員の皆さんからお預かりした掛金が総額で5,861億円あり、また3,193億円の共済金を組合員の皆さんにお支払し、そこから準備金の積みたてなどを差し引いて最終的に3百数十億円の剰余金が出ています。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という考え方に賛同して協同組合による共済事業の実現に尽力した、賀川豊彦という方がいます。この人は戦前の社会運動で重要な役割を担った人で、その功績からノーベル文学賞と平和賞の両方の最終候補に残っていたと言われていています。

賀川は、「利益共楽」（利益を分かち合いともに豊かになる）「資本協同」（お金を出し合って生活を豊かにする資本として活かす）、「非搾取」（みんなが自由と平等で利益を分かち合う、共存同栄の社会をつくる）「超政党」（特定の政党に偏らない）、「教育中心」（豊かな生活には一人ひとりの教養とそれを高める教育が必要）といったことが協同組合の基本

思想である、と説きました。

賀川豊彦が産んだ日本の共済事業は、いまや6千を超える団体が実施し、8千万人近い組合員がいて、年に8兆円を超える掛金をお預けいただくとともに4兆円を超える共済金をお支払しています。共済事業を行う協同組合の代表的な例を挙げますと、農協(JA)の共済、生協の共済としてはコープ共済や都道府県民共済、そして私たち全労済などがあります。

2. 協同組合とその可能性

協同組合の基本は、生活の改善を願う人々が自主的に集まってつくる「営利を目的としない」組織です。たとえば皆さんは、大学生協に入るときに出資金を支払い、事業を利用し、また組合の運営に参加しています。全労済も同じように、まず出資金を払っていただいてから共済事業を利用していただき、運営に組合員さんの意見を反映させている組織です。

出資金を出すのは株主、利用するのは一般顧客、運営はもっぱら取締役会、というように、出資・事業利用・運営参加の主体がばらばらになりがちな株式会社と異なって、協同組合は、出資と事業利用と運営参加を原則同じ組合員が行うことが特徴的だと言えます。

世界で最初の協同組合は、1844年にイギリスのマンチェスターの近くにあるロッチデールという町の織物の職工さんたちが作った「ロッチデール公正先駆者組合」です。この組合は「1人1票」「購買高に応じた剰余金の分配」といったことを運営原則としてスタートしました。イギリスで始まった協同組合という組織は、いまや世界96カ国で10億人の組合員数を擁するまでになり、「世界最大のNGO」とも呼ばれています。

日本で私たち生活協同組合の根拠法になっている消費生活協同組合法にも、今申し上げたような協同組合の原則というものが書き込まれています。まず、自発的な生活協同組織の発達をもって国民生活の安定と生活文化の向上を期することが法律の目的とされています。

それから、生協たり得るためには一定の地域又は職域による人と人との結合であることが必要とされています。また、運営の議決権・代表者の選挙権は、大株主が多くの議決権を持つ株式会社とちがって、出資の多寡にかかわらず平等ということがうたわれています。さらに、目的は最大奉仕で、営利を目的としてはならないとされているのです。

世界中の協同組合が集まってできている、国際協同組合連盟(ICA)というものがあります。1995年にこのICAの100周年記念総会というのが開かれて、そこで自発的で民主的な組織、政治的組織ではなく自治と自立による経済的な組織であれ、先ほどの賀川も説いた教育を重視しよう、そして協同組合どうしで協同して組合員の生活を向上させましょう、ということがあらためて基本原則として確認されました。

この1995年の総会では、出資金によるメンバーシップの組織内だけでなく、広く社会に貢献しましょうということで、コミュニティへの関与ということが新たに追加されました。

このICAの内部の組織として、国際協同組合保険連合(ICMIF)というものがあります。これは保険を行っている協同組合が加盟しているもので、全労済はICA本体のほかここに入っています。そういえば、「Insurance」という英語を「保険」という日本語に最初に訳したのは、慶應義塾の皆さんに非常に関わりの深い福沢諭吉です。

協同組合がもたらす仕事の創出、貧困の削減や社会的統合などの役割が認められた証として、2012年、国連はこの年を「国際協同組合理年」と決めました。また、昨年は「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されることが決定されるなど、協同組合の役割・意義は世界的に認められてきています。

3. 全労済の活動

それでは、この協同組合の一員として共済事業を行っている全労済の主な活動についてご説明したいと思います。

1995年、大変大きい阪神・淡路大震災が発生しました。当時、こういう自然災害の際に被災者の生活の再建を公的に支援する国の制度はありませんでした。この阪神・淡路大震災をきっかけに、兵庫県、連合(労働組合のナショナルセンター)、日本生協連と全労済(生活協同組合のナショナルセンター)という4つの主体が発起人となって、自然災害に対する国家的保障制度をつくろうと動き出し、国民会議の開催や署名活動などを行いました。

1998年には、それまでに集まっていた2千5百万人もの署名を背景に「被災者生活再建支援法」という法律ができ、最高100万円の生活再建支援金が公的に受けられる制度が戦後初めてできました。その後この法律は改正され、現在では、家屋が全壊した場合などに、加算支援金も合わせると最高300万円の公的な支援金が受けられるようになっています。

また、2011年の東日本大震災は近年まれに見る大災害でした。私ども全労済からは合計35万2千件、1,279億円の共済金をお支払しました。このお支払のために、被害が大きかった6県に全労済の全国の支部からのべ3万5千人の職員が現場調査に駆けつけました。全労済の職員は約3千5百人ですから、職員1人あたり10回ぐらいずつ現地の調査を行ったことになります。

損害保険会社では被害状況の調査に専門の業者を使うこともあるのですが、全労済は組合員による協同組合ということで、被害にあわれた組合員の方へのお見舞いも兼ねて、職員が調査に伺うようにしています。現在は東日本大震災の発生からおよそ6年半が経ちますが、被災地から離れて全国にばらばらに避難された組合員さんたちを探し出して何とか共済金をお支払しようと、全労済の福島県本部がずっと取り組んできました。この7月10日に、被災区域の最後の組合員さんが静岡で見つかって、お見舞金をお支払して、ようやくこの震災の対応を終了したところです。

昨年の熊本地震の際は、東日本大震災の経験をベースにして、被害にあわれた方へ全労

済の連絡先をお知らせし、受電ブースを強化して共済金のお支払請求の勧奨を行いました。避難所へ私どもの職員がお伺いして共済金お支払請求を促す貼り紙をしたこともあります。

昨年の糸魚川の火災は震災と比べて規模は小さかったのですが、全体で焼損があった147棟のうち30棟は全労済のご契約者であったため、共済金をお支払することができました。実は、全労済の黎明期の頃にあった「新潟大火」の際に、準備金も十分でない中、何とかやりくりして皆さんに共済金をお支払したというようなことがありました。この地域でこれほど全労済のシェアがあったということは、その当時のことが新潟の皆さんの間で語り継がれているのではないのかな、と想像している次第です。

また、全労済は防災活動に関する啓発活動や、環境保全活動を行っている団体への助成、子どもたちの育成活動、そういった活動を通じて社会貢献事業にも取り組んでいます。被災地の子どもたちへ絵本を送る活動や読み聞かせ会など、東日本大震災等の被災地の復興支援も続けています。

4. 最後に（または、自助・共助・公助の考え方と共助の役割）

最後になりますが、自助・共助・公助の役割についてお話できればと思います。

自助とは貯金などによる私的な蓄えを指しますが、バブル崩壊以来ずっと賃金が伸び悩む中、十分な貯蓄をするということは難しいのではないのでしょうか。一方、公的医療保険や公的年金など社会保険料と税を財源とする公助については、毎年1兆円規模で社会保障の費用が増えていたりGDPの2倍にあたる国家債務がある状況ですから、今以上の給付というのはなかなか期待できないのではないかと考えられます。

私たち全労済が提供している共済は、お互いに助け合うという共助の一つの形です。共済という形でなくとも、労働組合や協同組合を通じた助け合いは共助と言えます。こうした共助の役割は、公助や自助の分野にも広げてゆくことができます。

先ほどお話したように、労働組合と協同組合が協同して、公助である被災者生活再建支援法の成立につなげたことはその一例です。自助について言えば、皆さんが協同組合共済の組合員になって共済事業に参加していただければ、自分たちに必要な保障の仕組みを自分たちでつくることができます。自助に必要な資金やそのための備えについての理解を、組合員教育を通じて深めることもできます。

この講座のテーマである「生活保障の再構築」に通じる見方として、私は、このように労働組合や協同組合の共助の役割を公助や自助の分野に広げてゆくことで、貧困や格差拡大といった問題にも対抗してゆけるのではないかと思います。

本日はありがとうございました。

<文責：全労済協会調査研究部>